

# 福岡県公報

平成20年7月9日  
第2846号

## 目次

### 告示(第1142号 - 第1152号)

県営土地改良事業計画の決定	(農村整備課)	1
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更に係る農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	2
軽油引取税に係る特約業者の指定	(税務課)	2
国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	2
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	4
公 告		
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	6
雑 報		
審議会への答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(教育庁社会教育課)	8

## 告 示

福岡県告示第1142号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営山本豊田地区土地改良(区画整理)事業計画書の写し	平成20年7月9日から 平成20年8月7日まで	久留米市役所

福岡県告示第1143号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的  
次に掲げる告示で定めるところによる。  
平成元年4月4日農林水産省告示第496号
- 変更に係る指定施業要件
  - 立木の伐採の方法 変更しない。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課並びに久留米市役所及び東峰村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1144号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により次のように告示する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成元年7月11日農林水産省告示第862号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1145号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字猪野字別所559 - 1、559 - 13

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区青葉7丁目56 - 3

壽福 礼子・憲司

福岡県告示第1146号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字山田字梅田1945番1、1947番1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都文京区本郷2 - 3 - 14

ヤマトオートワークス株式会社 代表取締役社長 佐々木 敬史郎

福岡県告示第1147号

福岡県税条例（昭和25年福岡県条例第36号）第91条の3第2項の規定に基づき、軽油引取税に係る特約業者を指定したので、福岡県税事務処理規程（昭和48年9月福岡県訓令第16号）第135条の規定により次のように告示する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 特約業者の氏名又は名称

有限会社 辺春石油（代表取締役 邊春 幸一郎）

2 主たる事務所又は事業所の所在地

福岡県みやま市瀬高町太神1255 - 12

3 特約業者の指定年月日

平成20年7月1日

福岡県告示第1148号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

田川郡香春町	平成18年度から 平成19年度まで	地籍図及び地 籍簿	大字採銅所の各一部	平成20年6月24日
--------	----------------------	--------------	-----------	------------

福岡県告示第1149号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 九州がん医療支援機構

(2) 代表者の氏名

大田 満夫

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区野多目3丁目1番1号 九州がんセンター内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、がん医療の推進及びがん予防の啓発の普及事業を行い、国民の健康の増進を図り、広く公益に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1150号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ごろりんハウスの会

(2) 代表者の氏名

中山 善人

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市諏訪野町2700番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、共同作業所等を行うと共に、講演会、学習会、各種催し等の障害者の自立支援に関する事業を行い、障害者の福祉及び人権の擁護、確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1151号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請のあった年月日

平成20年6月24日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人高齢者グッドケアサポートセンター

(2) 代表者の氏名

久芳 恵子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県大牟田市城町2丁目51番地4

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者等の健康と自立した生活の支援を図るとともに、地域の相互扶助機能の活性化の促進を目指して、高齢者・障害者等に対して、介護保険、その他に関する事業等を行い、豊かで活力のある社会の構築、発展に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1152号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	146	(今回変更した事項) 朝倉市甘木2014 - 1 甘木朝倉食品衛生協会 会長 山本 紘一	朝倉市甘木2014 - 1 福岡県朝倉保健福祉環境事務所 内	平成20年6月 23日
旧		(今回変更した事項) 朝倉市甘木2014 - 1 甘木朝倉食品衛生協会 会長 篠崎 博之		

## 公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻 生 渡

### 1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
警棒つり 9,382個
- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。

### (3) 納入期限

契約締結日から平成20年9月30日までの間

### (4) 納入場所

福岡県警察本部総務部装備課が指定する場所

### 2 入札参加資格 (地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格 (平成19年3月福岡県告示第711号)」に定める資格を得ている者 (競争入札参加資格者名簿 (物品) 登載者)

### 3 入札参加条件 (地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。)

平成20年7月28日現在において、次の条件を満たすこと。

#### (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
11	01	繊維	AA、A
11	02	皮革・合成樹脂・ゴム	
12	06	雑類 (その他)	

#### (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

#### (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の生産又は販売実績を有すること。

#### (4) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めにより、当県職員の立会いの下に検査に応じられること。

#### (5) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

#### (6) 会社更生法 (平成14年法律第154号) に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法 (平成11年法律第225号) に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

#### (7) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱 (平成14年2月22日13管

達第66号総務部長依命通達)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)期間  
中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2237

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年7月9日(水)から平成20年7月28日(月)までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年7月28日(月)午後6時00分

(3) 提出方法

直接(ただし、県の休日には受領しない。)又は郵便(書留郵便に限る。受領期限内必着)で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年7月29日(火)午後1時15分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積単価に調達物品の発注数を乗じた金額の合計の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積単価に発注数を乗じた金額の合計の100分の5以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約単価に調達物品の発注数を乗じた金額の合計の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約単価に発注数を乗じた金額の合計の100分の10以上を保険金額とするもの)を締結し、その証書を提出する場合  
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札



- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年7月9日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量  
自動車保管場所証明申請書及び自動車保管場所届出書 印刷

- (2) 調達物品の特質等  
入札説明書による。

- (3) 納入期限  
平成20年8月29日（金）

- (4) 納入場所  
福岡県警察本部総務部会計課が指定する場所

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成19年3月福岡県告示第711号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成20年7月22日現在において、次の条件を満たすこと。

- (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
03	01	軽印刷	AA、A
03	02	活版印刷	
03	04	製本	

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

(6) 下記のいずれかの条件を満たすこと。

ア 福岡県内に本店を有する事業者であること。

イ 福岡県内に支店又は営業所等を有し、かつ中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に定める中小企業者であること。

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812 - 8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092 - 641 - 4141 内線2234

5 入札参加申請書の提出

(1) 入札に参加しようとする者は、「入札参加申請書」を提出すること。

(2) 提出場所

4の部局とする。

(3) 提出期間

平成20年7月9日（水）から平成20年7月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(4) 提出方法

直接又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

6 入札参加の確認結果の通知

5の入札参加申請書を提出した者については、「入札参加確認通知書」により入札参加の可否について通知を行うものとする。

7 契約条項を示す場所

4の部局とする。

8 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成20年7月9日（水）から平成20年7月16日（水）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後6時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

9 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

10 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成20年7月22日（火）午後6時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

11 開札の場所及び日時

(1) 場所

4の部局が指定する場所

(2) 日時

平成20年7月23日（水）午前10時00分

12 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を

提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

14 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、12により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が13の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入

札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

16 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

雑 報

福岡県立美術館将来構想検討委員会公告

福岡県立美術館将来構想検討委員会の中間報告「新しい福岡県立美術館のあり方について」に関し、審議会の答申に係る福岡県教育委員会意見書提出制度要綱（平成12年3月8日11教総入第299号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見を募集しますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により、所定の期間内に提出してください。

平成20年7月9日

福岡県立美術館将来構想検討委員会会長 高階 秀爾

1 意見募集の対象となる事案

福岡県立美術館将来構想検討委員会中間報告「新しい福岡県立美術館のあり方について」

2 事案の要旨

第1 新・福岡県立美術館の必要性

- 1 福岡県立美術館を巡る状況
- 2 福岡県立美術館の現状
- 3 新・福岡県立美術館の必要性
- 4 福岡県立美術館の評価

第2 新・福岡県立美術館が目指す方向性

- 1 理念
- 2 基本方針

第3 新・福岡県立美術館が目指す方向性を実現する具体的提言



- 1 求められる活動や機能
- 2 求められる活動や機能を推進する体制
- 3 設置や建築手法に関する検討

### 3 事案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁1階）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 福岡県立美術館（福岡市中央区天神5-2-1）
- (7) 福岡県立図書館（福岡市東区箱崎1-41-12）
- (8) 福岡県青少年科学館（久留米市東櫛原町1713）
- (9) アクロス福岡（福岡市中央区天神1-1-1）
- (10) 福岡県のホームページ

（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>「県政へのご意見・相談窓口 意見募集（パブリックコメント）」）

### 4 意見書の提出期間

平成20年7月11日（金）から平成20年7月25日（金）まで

（郵送による場合は7月25日（金）までの消印のあるものを受け付けます。）

### 5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。なお、電話での意見の受付は行わないこと。

### 6 意見書の提出先

福岡県教育庁教育企画部社会教育課 文化・県立美術館将来構想班

（住所）〒812-8575 福岡市博多区東公園7-7

（ファクシミリ）092-643-3889

（電子メール）ksyakai@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ先）092-643-3888

定価 一箇月二、三五〇円（税込・郵便料別）

〔発行〕〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）  
〔印刷〕〒812-0007 福岡市博多区東比恵2丁目9番1号 九州チエージェツ株式会社（電話 092-411-8867）



〒812-0007 福岡県 総務部行政経営企画課（電話 092-643-3030）